医療施設における防火・防災対策自主点検チェックリスト

医療機関名		点検日	平成　年　月　日
点検項目		点検結果 ○・×	参考事項 【根拠法令】
1　火災予防対策			
(1)　管理者の責任			
	①　火気の取扱いについて、職員及び患者等に対して日常的に注意をしているか。		医療法第6条の10 医療法第15条
	②　消防計画を作成又は変更し、消防(署)長に届け出ているか。		消防法第8条
(2)　火気取扱いの注意			
	①　病室内での喫煙を禁止しているか。		
	②　屋内外の廊下・階段等に可燃物をみだりに放置していないか。		• 放火火災防止対策として
(3)　火元責任者			
	各部門の火元責任者は決められているか。		
2　消防計画・防火訓練等			
(1)　防火管理者			
	①　管理的又は監督的地位にある者で必要な資格を有した者を防火管理者として選任し、消防(署)長に届け出ているか。		消防法第8条 消防法施行令第3条
	②　防火管理者が不在のときのために代理は決められているか。		消防法施行規則第3条
(2)　消防計画			
	①　火災が発生した場合の通報連絡、初期消火に関する体制が決められているか。		消防法第8条 消防法施行規則第3条
	②　患者の避難・誘導、搬送(特に自力避難が困難な患者)に関することが決められているか。		
	③　夜間の避難・誘導、搬送に関する事項を定めているか。		
(3)　消火訓練及び避難訓練の実施			
	①　年間2回以上消火・避難訓練を実施しているか。		消防法第8条 消防法施行規則第3条
	②　消火・避難訓練のうち1回は夜間に実施しているか。		
	③　訓練では、消防機関への早期通報や屋内消火栓等の消防設備の使用方法について職員に体得させているか。		
(4)　患者・付添人への教育			
	パンフレット等により患者や付添人へ避難方法、避難経路及び避難器具の設置場所と使用方法を周知しているか。		
(5)　職員宿舎等との連絡			
	非常時の応援体制を確立しているか。		
(6)　消防機関等との連絡			
	①　防火情報等の把握に努めているか。		
	②　火災発生時対応のため、地域の医療機関との間で緊急時連携体制が確立されているか。		
	③　地域住民の協力が得られるよう日常的に関係を密にしているか。		

調　査　項　目	点検結果 ○・×	参　考　事　項 【根拠法令】
3　建築物の防火上の構造等		
（1）　施設の構造		
①　増改築を行った場合には、必要な届出等がなされているか。		
②　病室等には、採光及び換気のための一定面積以上の窓が設けられているか。		建築基準法第28条 • 病室は床面積の7分の1
③　常に閉まっている状態の防火戸は、急激に閉まらない・閉まるまでに時間がかかりすぎないなど適切に作動しているか。		建築基準法施行令第112条第14項
④　煙や熱を感知して作動する（随時閉鎖）防火戸や防火シャッターは、3年以内に専門業者によって点検しているか。		
⑤　随時閉鎖式の防火戸及び防火シャッターが避難経路上にある際、通り抜けができるくぐり戸が設置されているか。		
⑥　防火戸の開く方向は、避難する方向に開くことができるか。		
⑦　防火戸・シャッターの閉鎖に障害となる物品を置いたり、ストッパー等で扉を固定して閉まらない状態にしていないか。		消防法第8条の2の4
⑧　避難階段から屋外への出口等避難用の出口に設ける戸の施錠装置は、屋内から鍵を用いず開錠できる構造となっているか。		建築基準法施行令第125条の2
⑨　敷地内には、避難上及び消火活動上必要な幅員１．５m以上の通路が道路まで確保されているか。		建築基準法施行令第127条～第128条の2
⑩　避難経路上に避難障害となる物品が置かれていないか。		消防法第8条の2の4
⑪　いずれの場所からも2方向に避難経路が設けられているか。		
⑫　車椅子等による避難を円滑に行うため床の段差・傾斜、溝、手すり等が適切に設置されているか。		
（2）　消防用設備		
①　消防設備等の定期点検を実施し、不備事項があれば早急に改修しているか。		消防法第17条の3の3
②　消防設備等の定期点検結果は消防（署）長へ報告しているか。		消防法第17条の3の3
③　廊下や階段等に非常用の照明装置が設けられているか。		建築基準法施行令第126条の4
④　カーテン、布製ブラインド、じゆうたん等は防炎性能を有するものとしているか。		消防法第8条の3
⑤　消火、避難・誘導、搬送のための携帯用マイク、懐中電灯、防煙マスク、担架、車椅子等が備えられているか。		
⑥　消火器等の消火用の機械又は器具が備えられているか。		医療法施行規則第16条第1項第16号
4　避難・誘導、搬送体制		
①　入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制が確立されているか。		
②　自力では避難することが困難な患者は、ナースステーションに隣接した場所や避難・誘導、搬送の容易な場所に収容されているか。		
③　火災時の負傷者等の応急手当のできる体制が確立されているか。		
5　休日、夜間の体制		
①　休日・夜間にも防火管理の責任者が配置されているか。		
②　夜間、患者等の不在となる外来部門等も含め定期的に夜間巡視が行われているか。		
③　夜間に使用しない室は施錠されているか。		

調　査　項　目	点検結果 ○・×	参　考　事　項 【根拠法令】
6　危険物の保安引火性の医薬品		
医療用の高圧酸素や引火性の医薬品等については、特に安全に管理されているか。		
7　医療機器等の電気器具		
（1）　使用方法		
①　定期的に医療機器等の点検を行っているか。		• 本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり加熱し火災の原因となります。 • スイッチを切り忘れたまま放置しておくと火災の原因となります。
②　取扱説明書のとおり正しく使用しているか。		
③　アースの必要な器具はきちんとアースされているか。		
④　電気容量の大きな医療機器等は、壁面コンセントに直接電気プラグを差し込んでいるか。		
⑤　使用しないときには電源を切り、差込プラグをコンセントから抜いているか。		
8　電気配線等		
（1）　差込プラグ		
①　差込プラグがコンセントにしっかりと接続されているか。		• プラグに付着したほこりによりプラグの両刃間に電気が流れショートして火災の原因となります。ほこりがたまっている場合は、乾いた布で掃除をしてください。
②　差込プラグは定期的に清掃しているか。		
③　常に差し込んでいるプラグやあまり使用されていないプラグがほこりまみれになっていないか。		
④　プラグを抜くときは、コードを引っ張っていないか。		
（2）　電源コード		
①　傷ついたコードや古くなったコードを使用していないか。		• 電気コードは、傷ついた部分や負荷がかかっている部分がショートや断線して出火する可能性があります。
②　コードが重いものの下敷きになっていないか。		
③　コードを釘やステップルで強く打ちつけていないか。		
④　コードを束ねたり、ねじれたたままの状態で使用していないか。		
⑤　コードが加熱されるような場所で使用していないか。		
（3）　コンセント等		
①　たこ足配線やテーブルタップを多用していないか。		• 許容量を超えてテーブルタップに何本ものプラグを差して使用すると火災の原因となります。
②　コンセントやコードの周囲に可燃物が接近していないか。		
9　その他		
①　精神科病院の閉鎖病棟又は閉鎖的環境の部屋（保護室を含む）に収容している患者や認知症高齢者等の患者の喫煙については、指定の場所において病院職員の管理の下に行い、マッチ、ライター等の着火器具を患者が所持することのないようにしているか。		
②　精神科病院の閉鎖病棟又は閉鎖的環境の部屋（保護室を含む）については、鍵の管理者が常時至近の場所に居り、非常時には容易に解除できるようにしているか。		